

【捕獲物の放置禁止に係る留意事項】

法令で定められた例外を除き、捕獲等した鳥獣又は採取等した鳥類の卵については、**当該捕獲等又は採取等をした場所に放置することは、鳥獣保護管理法で禁止されているので、原則として捕獲物等は持ち帰るものであり**、これに違反して放置した場合は、30万円以下の罰金が科せられます。

また、捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵の搬出が困難である場合であっても埋設処理することは、廃棄物処理法に抵触する可能性があるため、**埋設処理**は捕獲物等の持ち帰りが困難であると合理的に認められる場合の**最終手段**であることに留意願います。

例外として放置が認められている場合（放置禁止の適用除外規定）

○ 地形、地質、積雪その他の捕獲等又は採取等をした者の責めに帰すことができない要因により、**捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵を持ち帰ることが困難**で、かつ、これらを生態系に大きな影響を与えない方法で埋めることが困難であると認められる場合

（本規定は、例えば弾丸が命中した鳥獣が崖など銃猟者が到達困難な場所にあたり、積雪、凍土、土壌の厚さなどの要因で捕獲物を風雨により容易に露出しない程度に埋設することが困難な場合などを指している。）

○ 過失がなく捕獲等をした鳥獣の行方を確知することができない場合

（本規定は、捕獲物の行方を探したにもかかわらずその行方を確知できない場合を指しており、故意に捕獲物の行方を探さなかった場合はこの規定には当たらない。）

○ 法第十三条第一項の規定により捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵を農地又は林地に放置する場合

（法第13条第1項の規定により捕獲等したネズミ・モグラ類については、農地又は林地でこれを捕獲しようとした場合、捕獲物が広範囲に散らばり確知できない可能性があり、かつ、放置されたとしても生態系に影響を与えるようなことが想定されにくいためこのような規定を設けたものである。）

○ 漁業活動に伴って意図せず捕獲等をした鳥獣を、当該捕獲等をした場所で放出する場合

（漁業活動に伴い鳥獣が網に混獲された場合は、捕獲物をその場に放出したとしても、海に放出された個体は広範囲に極めて低い密度で散らばり、生態系に大きな影響が生じるとは考えにくいため、このような規定を設けたものである。）

関係法令等

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

（環境省令で定める鳥獣の捕獲等）

第十三条 農業又は林業の事業活動に伴い捕獲等又は採取等を行うことがやむを得ない鳥獣若しくは鳥類の卵であって環境省令で定めるものは、第九条第一項の規定にかかわらず、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けないで、環境省令で定めるところにより、捕獲等又は採取等を行うことができる。

（鳥獣の放置等の禁止）

第十八条 鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をした者は、適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等又は採取等をした場所に、当該鳥獣又は鳥類の卵を放置してはならない。

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合）

第十九条 法第十八条の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 地形、地質、積雪その他の捕獲等又は採取等をした者の責めに帰すことができない要因により、捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵を持ち帰ることが困難で、かつ、これらを生態系に大きな影響を与えない方法で埋めることが困難であると認められる場合
- 二 過失がなくて捕獲等をした鳥獣の行方を確知することができない場合
- 三 法第十三条第一項の規定により捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵を農地又は林地に放置する場合
- 四 漁業活動に伴って意図せず捕獲等をした鳥獣を、当該捕獲等をした場所で放出する場合

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（投棄禁止）

第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。